

第19回京都海区漁業調整委員会 次第

令和5年12月19日午後2:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第1号議案 機船船びき網漁業（さよりニそうびき機船船びき網漁業）の制限措置等について（諮問）

【第1号議案資料】

第2号議案 いさざ落とし網漁業の制限措置等について（諮問）

【第2号議案資料】

3 報告事項

(1) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議について 【報告事項(1)】

(2) 大中型まき網漁業との調整について

【報告事項(2)】

4 その他

5 閉 会

第 22 期 京都海区漁業調整委員会委員名簿

任 期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

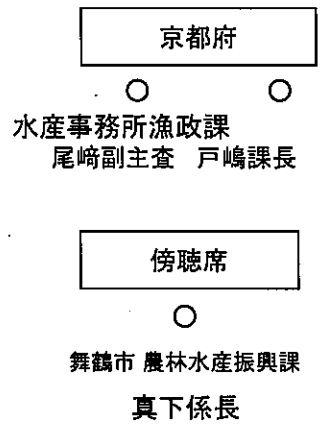
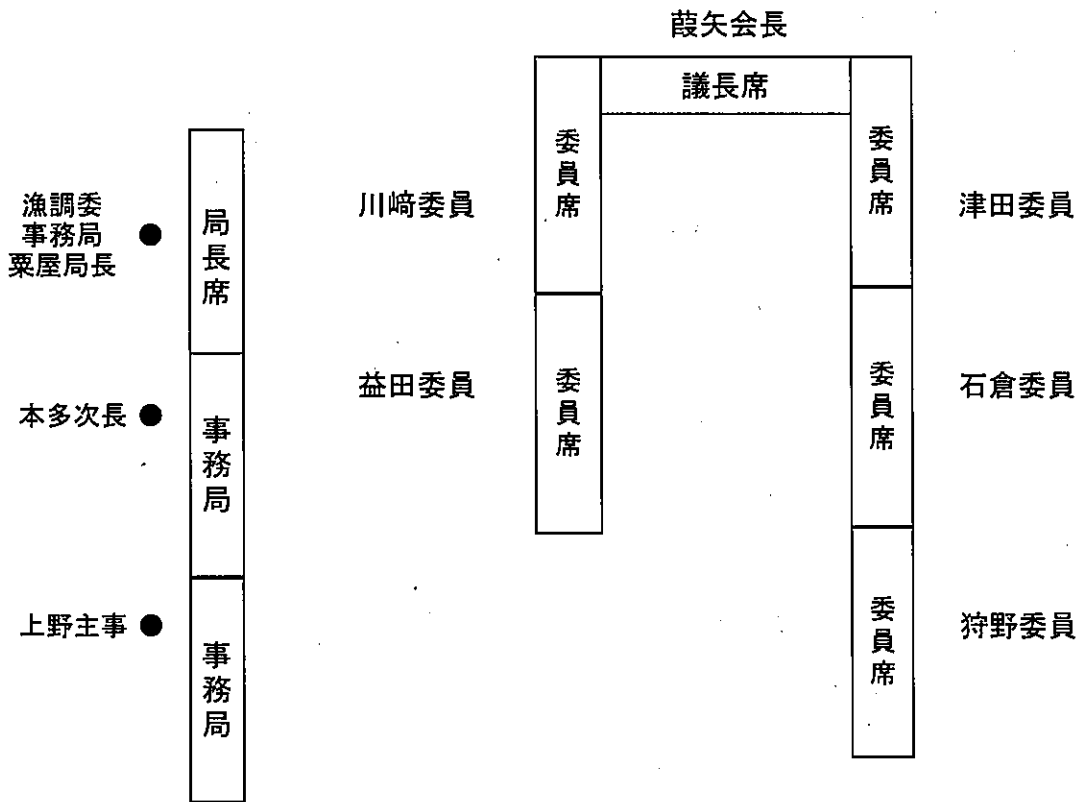
役職	氏 名	備 考
会 長	葭矢 護	公益財団法人京都府水産振興事業団理事長
副会長	八木 一弘	伊根地区 釣漁業 (元) 京都府漁業協同組合理事
委 員	津田 嘉春	舞鶴地区 釣漁業 京都府漁業協同組合理事
委 員	川崎 芳彦	舞鶴地区 養殖業 京都府漁業協同組合総代
委 員	狩野 安德	宮津地区 定置網漁業 (前) 栗田漁業生産組合組合長理事 京都府信用漁業協同組合連合会代表監事
委 員	石倉 尚正	伊根地区 定置網漁業 有限会社新井崎水産取締役
委 員	村岡 繁樹	京丹後地区 定置網漁業 湊漁業株式会社代表取締役社長
委 員	益田 玲爾	京都大学フィールド科学教育研究センター教授
委 員	池田 香代子	株式会社「とと屋」女将
委 員	吉本 秀樹	伊根町長

第22期京都海区漁業調整委員会

(第19回 委員会配席図)

令和5年12月19日(火)午後2時00分から

水産事務所 3階 研修室



第1号議案 機船船びき網漁業（さより二そうびき機船
船びき網漁業）の制限措置等について
（諮問）

【理由】

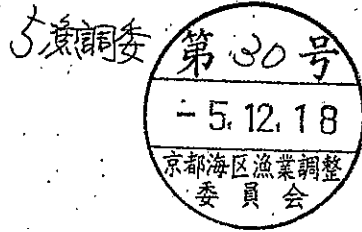
京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議を
お願いします。

【添付資料】

資料1-1 諮問文（写）

資料1-2 【別 紙】（制限措置等）

資料1-3 【参 考】申請年間スケジュール



資料 1-1

5水事第312号の11
令和5年12月18日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の
制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和6年1月1日から令和6年1月31日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：令和6年3月1日（既に許可を有している場合は、当該許可の有効期間終了日）から令和11年2月28日まで

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

【別紙】(制限措置等)

資料 1-2

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
さより二そらびき 機船船びき網漁業	8 隻 (許可上限 (18 隻) から令和 5 年 1 2 月 1 日現在有効な許可 (10 隻) を除いた数: 18 隻 - 10 隻 = 8 隻)	5 トン以下	京共第 1 号共同漁業権 区域内	3 月 1 日から 6 月 30 日まで	操業区域の共同 漁業権の関係地 区に住所を有す る者
			京共第 3、7 号共同漁 業権区域内	3 月 1 日から 6 月 30 日まで	
			京共第 4、6、7 号共 同漁業権区域内	3 月 1 日から 6 月 30 日まで	
			京共第 5、6、7 号共 同漁業権区域内	3 月 1 日から 6 月 30 日まで	
			京共第 22 号共同漁業権 区域内	3 月 1 日から 6 月 30 日まで 9 月 1 日から 11 月 15 日まで	
			京共第 24 号共同漁業権 区域内	3 月 1 日から 5 月 10 日まで 9 月 1 日から 10 月 31 日まで	

【参考】
 年間スケジュール概要図
 ○矢印は、許可上の作業期間を示しています。
 ○赤マスは、申請すべき期間を模式的に示しています。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
手続1	府内													
手続2	餌料びき	宮津沖												
	とりがい	京共8	→											
		京共11	→											
		京共11・12	→											
		京共12	→											
	手続3	京共1	→											
		京共2	→											
		京共3	→											
		京共4・6	→											
		京共5・6	→											
		京共8	→											
		京共11	→											
京共11・12		→												
機船船びき	京共12	→												
	京共14	→												
	京共15	→												
	京共16	→												
	京共19	→												
	京共27	→												
	京共1	→												
	京共3・7	→												
	京共4・6・7	→												
	京共5・6・7	→												
	京共22	→												
	京共24	→												
かごなわ	いそおお	→												
	ばいがい	→												
	いそおお	→												
	旧網野町漁協	→												
小いか	府内	→												
	福井	→												
	入会	→												
	兵庫	→												
固定式刺網	ひらめ	→												
	小橋沖	→												
いさざ	京共8 (大丹生川河口)	→												
	京共8 (高野川河口)	→												

第2号議案 いさざ落し網漁業の制限措置等について
(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

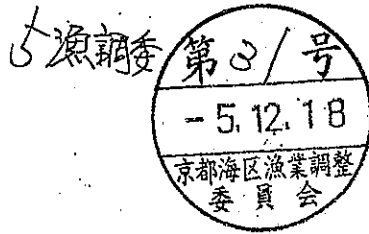
【添付資料】

資料2-1 諮問文(写)

資料2-2 【別 紙】(制限措置等)

資料2-3 【参考図】いさざ落し網

資料2-4 【参 考】申請年間スケジュール



資料2-1

5水事第312号の10
令和5年12月18日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



いさざろし網漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、上記漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和6年1月10日から令和6年2月9日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：令和6年2月10日（既に許可を有している場合は、当該許可の有効期間終了日）から令和11年2月9日まで

担 当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

【別紙】(制限措置等)

資料 2-2

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
いさざ落し網漁業	※)6名 (新規枠5名+ 継続許可枠1名)	京共第8号(大丹生川河口)	2月10日から4月30日	京都府に住所を有する者
		京共第8号(高野川新橋下流端より下流)	2月10日から4月30日	

※)について

①本漁業における本府漁業許可取扱方針に定める許可の上限数は8名

②令和5年12月現在の許可者は3名

③今回、新規許可を受け付ける件数は8名(①)-3名(②)=5名

○いさざ落し網漁業については、取扱方針に継続許可の対象としていないことから、現在許可を有する者も公示にあわせてその期間中に申請を行ふ必要があります。

→現在の許可者のうち、今回の制限措置等公示予定時期に許可期間が満了するものは1名④

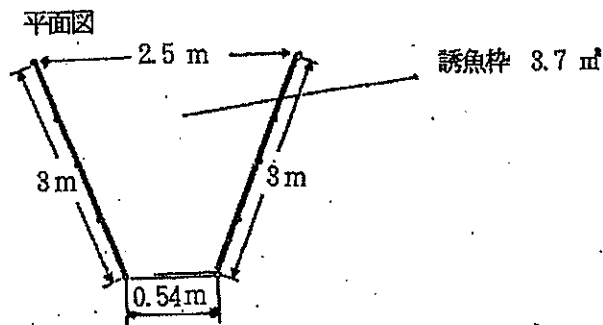
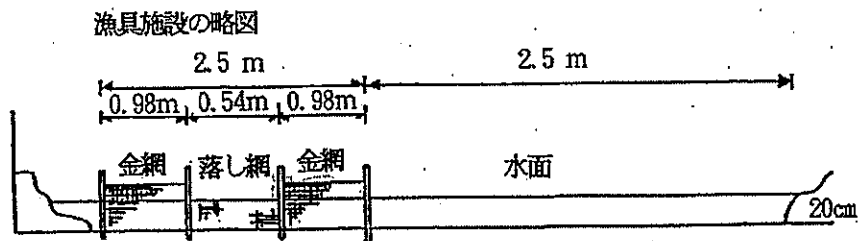
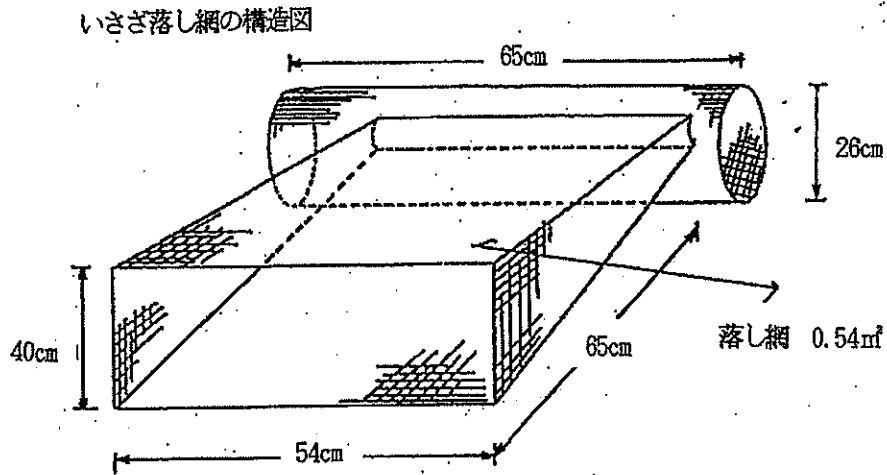
よって、今回許可をすべき漁業者の数は5名(③)+1名(④)=計6名

資料2-3

京都府

漁具・漁法の名称：いさざろし網

漁具の構造：下図のとおり



漁法：いさざろは、川を遡るため河口に向かって網口を開ける。誘魚枠に入ったいさざろは、落し網の方向へ進み、落し網に入る。

漁期：春期

対象魚：いさざろ (しろうお)

主な河川又は湖沼：由良川及び伊佐津川

地方名称及び由来：

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について

【内 容】

全国海区漁業調整委員会連合会は、海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討すること、また、海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築するため、全国を4ブロック（東日本、日本海、西日本、九州）に分け、ブロック会議を毎年開催しています。

日本海ブロックは、青森県から山口県までの12海区漁業調整委員会で構成し、会議は順番に持ち回り、対面形式で開催されています。

令和5年度は、山口県日本海海区が当番となり、令和5年10月12日に会議が開催されましたので、その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料1 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果概要

参考資料 日本海ブロック会議配付資料(次第、令和6年度要望事項について)

令和 5 年度 (第 51 回) 全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議について (結果概要)

- 1 開催日時 令和 5 年 10 月 12 日 (木) 午後 2:00~5:00
- 2 開催場所 山口県下関市竹崎町 4 丁目 4-8
シーモールパレス 3 階 「ルビーの間」
- 3 出席者
来 賓 水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室
土方課長補佐、
主催者 全国海区漁業調整委員会連合会
小林副会長 (欠席のため、富山海区 網谷理事が代理出席)
青森県海区から福岡筑前海区までの漁業調整委員会会長、委員ほか事務局職員、開催地 (山口県日本海海区) 漁業調整委員会委員、全国海区漁業調整委員会連合会事務局職員、山口県の各水産関係部局職員

4 議 事

- (1) 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会総会議決事項の要望結果について
全漁調連事務局から資料 1 に基づき、報告がありました。

〔※当委員会では、11 月 29 日開催の委員会で資料により要望結果及び内容について報告済みです。〕

- (2) 令和 6 年度要望事項について

提案した海区から要望の説明があり、特に意見はなく、以下を当ブロックの要望事項として採択しました。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

Ⅴ 外国漁船問題等について

Ⅵ 海洋性レジャー等との調整について

〔※Ⅰ 海区漁業調整委員会制度について及び、Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持については、当ブロックからの要望はありませんでした。〕

採択した要望事項は、山口県日本海海区事務局のほうで類似テーマ毎に整理されて各海区への照会、確認を得た後、全漁調連へ提出されます。

その他、日本海ブロック以外の他ブロックから提出の新規要望項目についても審議のうえ、全漁調連へ報告することとしました。

- (3) 全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について

順番どおり、開催地は青森県となりました。

(4) 次期全漁調連役員の選出について

次期18期(令和7年5月から11年5月までの4年間)の全漁調連会長を日本海ブロックから選出するにあたり、従前からの選出ルールを適用のうち、本会議終了後の互選会議において関係府県の中から選出することを確認しました。

(5) 山口県水産研究センター職員による講義

「シロアマダイの種苗生産技術開発について」

同センター外海研究部 阿武 専門研究員から講義がありました。

5 その他

本会議終了後の互選会議の結果、京都海区は、18期前期(令和7年5月から9年5月までの2年間)が副会長(ブロック会議担当)、18期後期(令和9年5月から11年5月までの2年間)が理事に選出されました。

18期前期の会長は山口県日本海海区、18期後期の会長は山形海区から選出されます。

第18期全国海区漁業調整委員会連合会 日本海ブロック役員選出会議

日時：令和5年10月12日（金） ブロック会議終了後

場所：山口県下関市 シーモールパレス「ルビーの間」

- (1) 会長海区選定等に関する事項
- 会長（海区）は、各ブロックに属する1都道府県の会長（海区）が4年又は2都道府県の会長（海区）が2年ずつの計4年を担当することとし、会長が属する海区事務局が全漁調連事務局を担当することとする。1又は3年交代は、事務引き継ぎが困難となるため不可とす。…（日本海ブロックは、前期2年、後期2年で会長を交代する。）
 - 次期全漁調連会長（海区）の選定にあたっては、次の要件に該当する都道府県は免除されるものとする。（会長海区の免除規定）
 - ・ 全漁調連会長を担当する次期任期中に既に全国内水面漁場管理委員会連合会の会長を担当しているか又は担当することが決まっている都道府県
 - ・ 過去に全漁調連会長（事務局）を担当したことがある都道府県…（第14期に石川県、新潟県が該当）
 - 次期会長（海区）の選定にあたっては、特に方法や要件は定めなないこととし、各ブロックの裁量により決定するものとする。
 - 次期会長（海区）の選定にあたっては、総会議案書の印刷製本の関係もあるため交代する総会の2か月前（概ね3月20日）までに完了させ、現会長海区事務局に報告する。
 - 各ブロックが、次期会長（海区）の選定に係る協議を開催する場合は、自己負担（交通費、日当、宿泊費）とする。ただし、全漁調連事務局が協議に参加する場合は、全漁調連予算から充当する。…（令和5年日本海ブロック会議終了後の互選会議で決定）
 - 次期会長海区事務局は、スムーズな業務引き継ぎのため、就任前の1年間に限り全事業に2名まで出席できることとし、このうち1名分の旅費（交通費、日当、宿泊費）は支給対象事業に限り全漁調連が負担できるものとする。
- ※支給対象事業：要望活動（6月）、正副会長会議（12月）、事務局幹事会（2月）、理事会（3月）、総会開催に係る挨拶回り（4月）

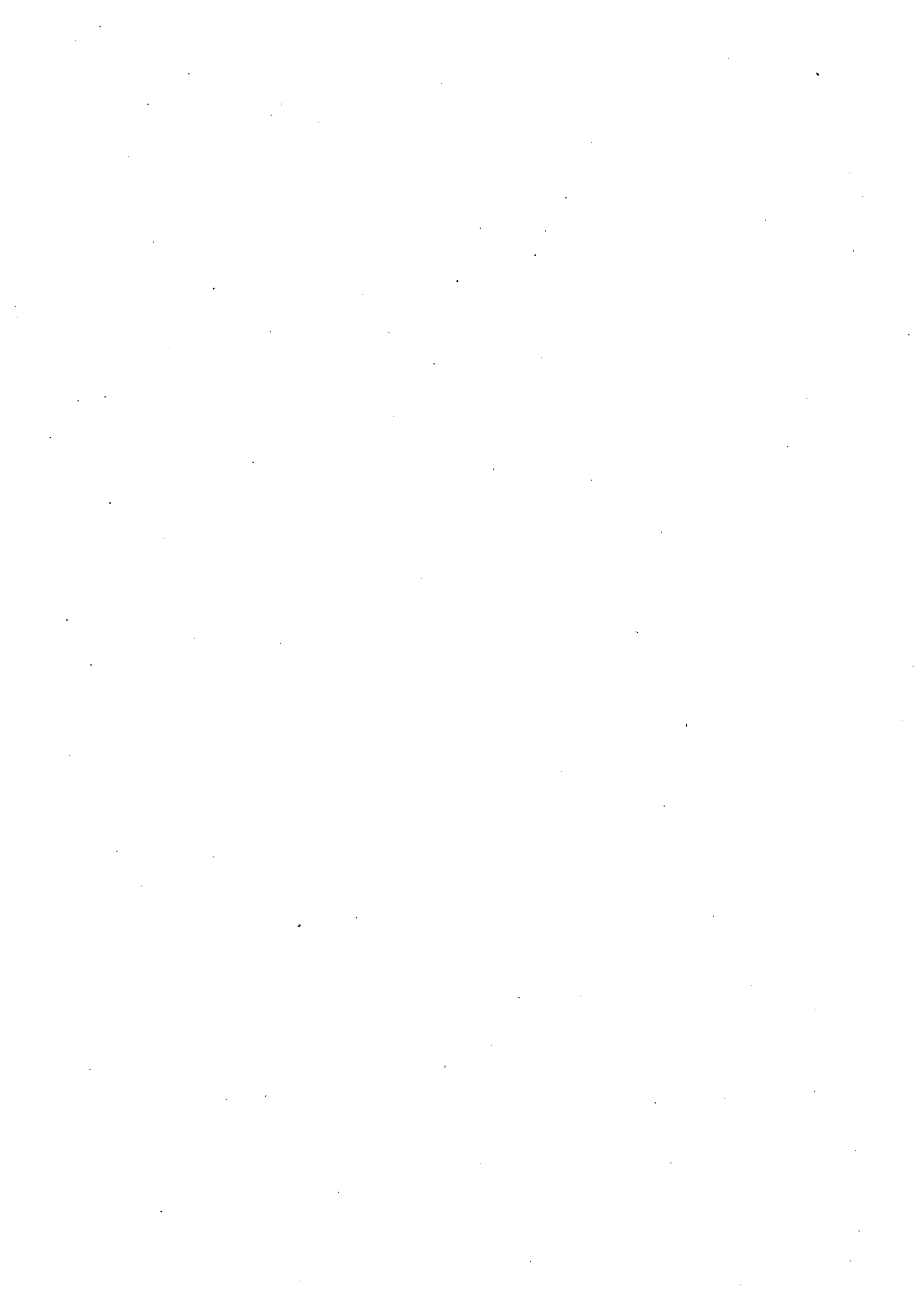
●役員交代(会長交代)は、5月の総会で行うこととしているが、旧会長事務局は、6月の要望活動の日程調整までを担当することとし、要望活動当日も念のため新事務局に随行する。ただし、要望活動(理事会も含む)の進行や説明は新事務局が担当する。

(2) 選出方法

- ① 過去に全漁調連会長(事務局)を担当した新潟県、石川県を除く3府県(山形県、京都府、山口県)で第18期前期の会長をクジ引きで決める。
- ② ①により決定した会長海区を除いた2府県と新潟県、石川県の2県を含めた4海区により、副会長(会長職務代理者)1海区、副会長(ブロック会議担当)1海区、理事2海区をクジ引きで決める。
- ③ ①により決定した会長海区と新潟県、石川県を除く2府県で第18期後期の会長をクジ引きで決める。
- ④ ③により決定した後期会長海区を除く4海区により、副会長(会長職務代理者)1海区、副会長(ブロック会議担当)1海区、理事2海区をクジ引きで決める。

(3) 選出結果

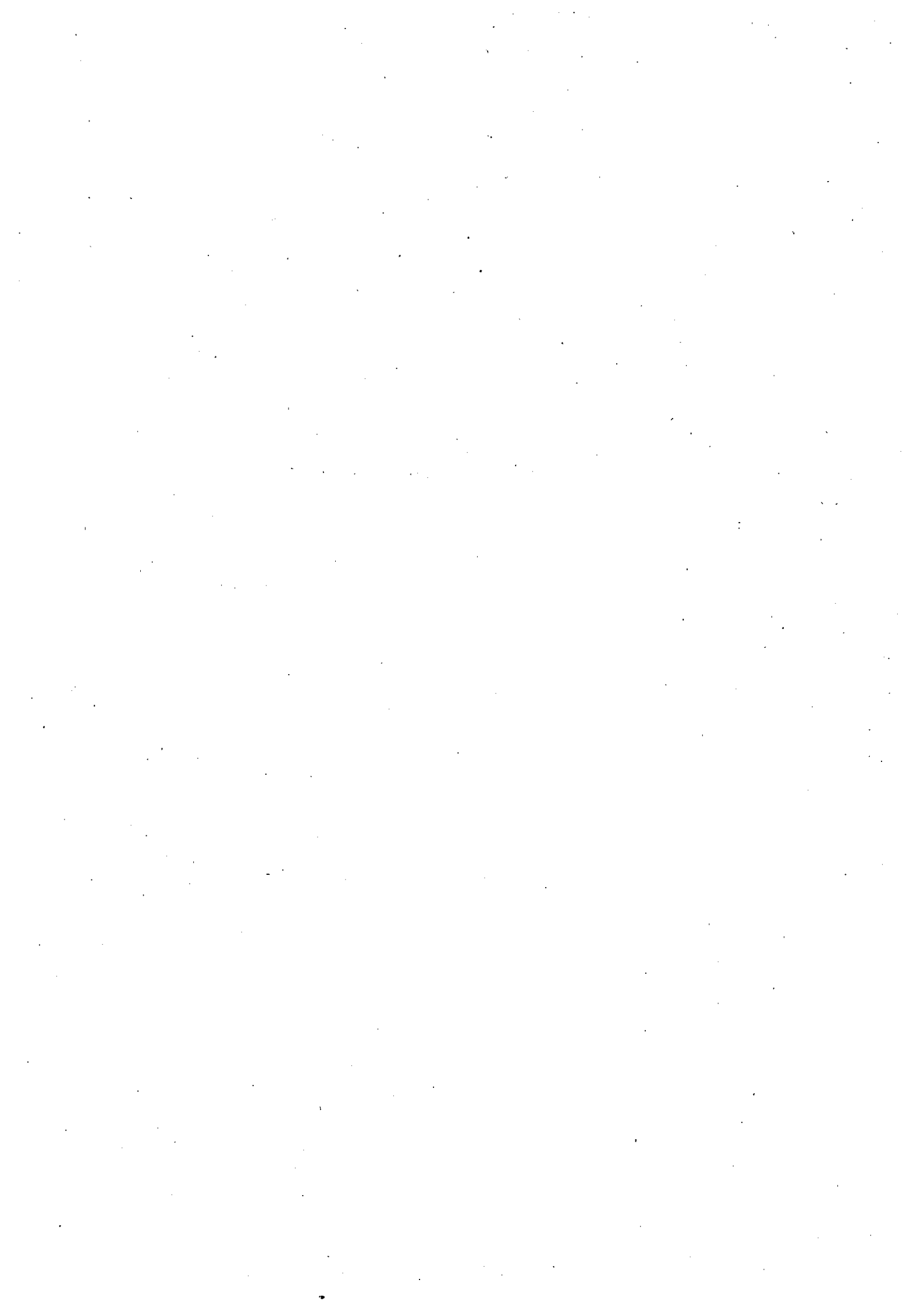
	第18期前期 (R7.5~R9.5)	第18期後期 (R9.5~R11.5)
会長	山口県日本海海区	山形海区
副会長【会長職務代理者】	石川海区	石川海区
副会長【ブロック会議担当】	京都海区	新潟海区
理事	山形海区	山口県日本海海区
理事	新潟海区	京都海区



令和5年度（第51回）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議 次第

日 時：令和5年10月12日（木）14時～
場 所：シーモールパレス3階「ダイヤモンド」
山口県下関市竹崎町4丁目4-8

- 1 開 会 14:00
- 2 挨拶
- (1) 開催海区：山口県日本海海区漁業調整委員会会長
- (2) 主 催 者：全国海区漁業調整委員会連合会理事
- (3) 来 賓：水産庁資源管理部管理調整課沿岸遊漁室
- (4) 開 催 県：山口県農林水産部理事
- 3 議長の選出
- 4 議 事
- (1) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動の結果について 14:25～
- (2) 令和6年度要望事項について 15:00～
- (3) 全漁調連日本海ブロック会議次期開催地について 16:00～
- (4) 次期全漁調連役員の選出について
- 休 憩
- (5) 講演「シロアマダイの種苗生産技術開発について」 16:30～
- 6 その他
- 7 閉 会 17:00



令和6年度要望事項について

I 海区漁業調整委員会制度について 該当無し

II 沿岸漁場の秩序維持について 該当無し

III 太平洋クロマグロの資源管理について

青森県西部 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	太平洋クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>定置漁業では、クロマグロ30キロ未満小型魚（以下「小型魚」という。）の漁獲抑制のため、網起こしの回数を減らすなどの対応をする場合、サケ、ブリ等も漁獲できなくなり、漁業経営に与える影響は非常に大きなものとなっています。</p> <p>また、零細で就業者数の多い沿岸漁業における小型魚の資源保護対策は、管理のために多大な労力・経費を要する上、漁家経営、漁協運営、漁業集落の存続や市場流通への影響も大きいなど、非常に大きな課題があります。</p> <p>さらに、大型魚については、説明が不十分、漁獲枠が少ないこと、などの漁業者からの不満が多く、今後の漁業経営に対する不安を抱いている状況にあります。</p> <p>一方、漁業においては、漁獲枠を月別・漁協別に細分化するなど厳格な資源管理措置の遵守に努力している中、漁業生産者団体に所属しない遊漁等の船舶による採捕の現状把握が困難であり、また、新たな規制となる広域漁業調整委員会指示への常習的かつ連鎖的な違反の疑義情報が多数寄せられ、委員会指示の本来の目的が達成されているとは言いがたく、都道府県管理及び漁場利用の秩序維持に大きく影響を及ぼす事態が発生しています。</p> <p>これらのことから、以下について国に対して特段の措置を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置網に入った小型魚を生かして放流する実用的な技術を早急に確立すること。 2 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進すること。漁業者が今後とも資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。 3 大中型まき網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、具体的な漁獲方法、漁獲サイズ、単価、流通形態、経営体数、歴史的経緯、地域経済における重要性など、総合的・多角的な調査・比較検討を行い、我が国全体で小型魚保護による経済的損失等を極力減らし、より効率的で効果的な小型魚保護対策を検討すること。 	

- 4 資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。
- 5 遊漁者及び遊漁船業者の採捕の実態の迅速な把握のため、報告システムの構築と法体系を整理し、都道府県における資源管理措置に影響を及ぼすことのないよう、遊漁者等に対し、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導すること。

新規要望	○継続要望
議 題	太平洋クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、各都道府県への漁獲枠の配分には、3年という短期間の漁獲実績を基に算出されており、漁業種類や地域間で不公平を感じている者が少なくありません。また、都道府県間で漁獲枠を融通する際、漁獲盛期が管理年度の後半になる都道府県は譲渡される機会が多く、同様に盛期が前半に来る都道府県は譲渡する機会が多いという現象が生じています。漁獲盛期が管理年度の前半に来る都道府県は、実質的には譲渡することはあってもされることはないため制度上不利な状況にあると考えます。</p> <p>クロマグロの漁獲枠の拡大については、その資源を増大させる必要がありますが、大中型まき網漁業による産卵期に蝟集した親魚及び小型魚の漁獲は、再生産を阻害し、クロマグロの資源回復スピードを減速させるものと考えられます。</p> <p>また、クロマグロの資源回復には、漁業者だけでなく遊漁者を含めた、採捕者全員の取組が重要であり、広域漁業調整委員会指示による遊漁者の採捕規制について、確実な周知及び管理体制を整える必要があると考えます。</p> <p>令和4管理年度からは、大型魚の漁獲枠が15%拡大されましたが、漁獲枠は十分と言えず、資源回復に必要な量を十分に確保しつつ、さらなる枠の拡大が認められるよう関係国との調整を図って頂きたいと考えているところです。</p> <p>つきましては、クロマグロの資源管理の実施に当たり、次の事項について要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クロマグロの漁獲枠配分方法については、現行よりも長期的な漁獲実績を考慮するとともに、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないように管理期間の見直しを検討すること。 2 クロマグロ親魚に産卵を行わせ、次世代に続く資源を確実に確保するため、大中型まき網漁業による産卵期に蝟集する親魚の採捕を制限するなど、資源管理対策を強化すること。 3 広域漁業調整委員会指示による遊漁者の採捕規制については、その内容の周知及び採捕量管理体制を国の責任において整えること。 4 クロマグロ資源が回復していることから、漁獲枠のさらなる拡大に向け、国際会議において早期増枠を強力に働きかけること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>我が国沿岸の資源である太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の合意に基づき、平成27年から国内で漁獲されるクロマグロ小型魚の資源管理が開始され、平成30年7月からはTAC法、令和3年度からは漁業法に基づく厳格な漁獲可能量管理に取り組んでいる。</p> <p>定置網漁業については、まき網漁業のように選択的に漁獲を行うのではなく、受動的で多くの魚種を漁獲対象とした漁業であり、混獲されるクロマグロの漁獲量制限により、放流や一時休漁などを強いられ、通常操業に支障が生じている。漁業者は資源管理の実施に伴う操業や漁業経営に不安を感じているため、漁獲量規制を漁業者に強いるだけでなく適切な資源管理手法の確立が必要であり、適宜適切な資源評価に基づいた漁獲枠の融通を促進するなど、できうる取組を一つ一つ積み重ねていくことが重要である。</p> <p>また、資源管理による資源の維持回復のためには、漁業者のみならず遊漁者等も一体となった取組が必要であるが、遊漁者に対し未だその制度と資源管理の趣旨等の周知は不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐる漁業者からは制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。このため、広域漁業調整委員会指示による遊漁者への規制も行われているが、遊漁者は不特定多数であることから、管理方法の周知や数量停止の通知が十分に行われておらず、漁獲の報告方法についても正確性を担保できていないため、現場の混乱を招いている。</p> <p>これらのことから、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には実績配分以外の観点も考慮すること。 クロマグロ資源の増加が定置漁業などの沿岸漁業の現場で実感されているので、我が国の漁獲枠が増大された際には、多様な魚種が入網する状況下で、日々クロマグロの資源管理に尽力している定置漁業などの沿岸漁業に対して、意見聴取を行うなどして、十分な漁獲枠を配分するよう配慮すること。 定置漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網へ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や沿岸漁業への配分について配慮すること。また、枠の融通についてより機動的に行われるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効利用を促進すること。 定置網は漁具の特性上、一般的には一度入網したクロマグロを選択的に放流するには技術的課題が多いことから、改良漁具の開発等、混獲回避や効果的な再放流の手法を早期に確立すること。 	

- 5 放流のための技術が確立されていない中、資源管理の強化に伴い、休漁を余儀なくされる場合が想定されるため、引き続き経営支援策を継続すること。
- 6 クロマグロの安定した産卵量を確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。
- 7 遊漁者及び遊漁船業者に対し、遊漁船業務主任者講習などの様々な機会を利用して、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、小型魚の採捕禁止及び大型魚の迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう強く指導するほか、漁業者と一貫した管理とするなど、漁獲報告や通知、指導が的確に行われる体制を構築するとともに、違反者への取締を強化すること。

新規要望	○継続要望
議 題	クロマグロの資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>平成 30 年からの数量管理により、クロマグロ小型魚 (30kg 未満) 及び大型魚 (30kg 以上) それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p>一方、クロマグロを含め特定水産資源の資源管理については、都道府県の資源管理方針で、当該都道府県に住所や事業所のある者が特定水産資源を採捕する場合は、当該都道府県で管理 (属人管理) することとなっており、住所地から離れた海域で操業するまぐろ延縄漁業等については、都道府県による操業実態の把握は困難である。</p> <p>また、令和 3 年 6 月からは、委員会指示により、遊漁者のくろまぐろ (大型魚) の採捕実績の報告について義務づけられたが、一部の遊漁船業者及び遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐり漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。 2 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。 3 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。 4 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底すること。 5 また、資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を示し、強く指導すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	くろまぐろの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>くろまぐろの資源管理は国際的な枠組みで進められており、国内では2018年(平成30年)以降、TAC管理が実施され、国及び都道府県ごとの管理区分ごとに漁獲可能量(以下「管理量」という)を設定して管理する体制となっている。</p> <p>近年、くろまぐろの資源量は回復傾向にあるとされ、また、来遊量も増加していると推測される。くろまぐろの回遊や漁獲は地域や季節変動が大きく、短期間に多く漁獲されることもあるが、現行制度では管理量の変更に時間を要するため、漁獲機会を逸失する可能性がある。</p> <p>特に、定置漁業は、漁獲を抑制する必要が生じた場合、休漁もしくは放流による対応しかなく、他魚種の漁獲にも大きな支障が生じるため、経営への影響が危惧される。</p> <p>一方、遊漁者に対し、広域漁業調整委員会指示により小型魚の採捕禁止及び大型魚の採捕制限と水産庁への採捕報告が課せられているが、遊漁での採捕数量の報告体制が未だ確立されていない中で採捕量を管理しているため、報告漏れや採捕超過等が生じるなど、漁業者、遊漁者双方にTAC管理に対する不信感や不公平感を抱かせる要因となっている。</p> <p>については、今後のクロマグロ資源管理の実施にあたり、下記の項目について、対策が講じられるよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理期間中の漁獲調整や来遊時期のずれに対応した柔軟な管理が可能となるよう、国が定めた都道府県別漁獲可能量の融通について速やかに対応できる制度を整備すること 2 遊漁者管理の枠組みを国の責任で早急に整備するとともに、遊漁者の採捕数量把握や採捕制限に関する法整備などもあわせて早期に進めること。また、これらの整備にあたっては、漁業を生業とする漁業者への影響が最小限となるよう配慮するとともに漁業者に対しても十分な説明を行うこと 	

新規要望	○継続要望
議 題	太平洋クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>本県の沿岸クロマグロの漁獲は、近年の資源回復により、令和5管理年度は、漁期前半に定置漁業（以下、「定置」という。）で集中的に小型魚が漁獲されたため、国を通じて小型魚の漁獲枠を融通していただきました。</p> <p>今後もクロマグロ資源の増加、新たな来遊が予想されることから、漁獲枠の配分には地域の漁業の特性、漁場形成の状況など様々な観点から検討を加える必要があると考えられます。</p> <p>また、近年、沖合底びき網に死んだマグロが入網し、操業に支障をきたしているという現状を踏まえ、下記の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網へ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や沿岸漁業への配分について配慮すること。また、枠の融通について、より機動的に行われるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。 2 定置網は漁具の特性上、一度入網したクロマグロを再放流するには技術的課題が多いこと、大型魚については危険を伴うことから、改良漁具の開発等、混獲回避や効果的な再放流の手法を早期に確立し、普及のため導入支援策について引き続き検討すること。 3 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。 4 遊漁者等からの確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するとともに、国の責任において広域的かつ関係省庁の横断的な連携による監視体制を強化すること。 5 沖合底びき網に入網する死んだクロマグロの実態について早急に調査・解明するとともに、このような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	クロマグロの資源管理に係る対策等の充実について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>平成27年1月にスタートしたクロマグロの資源管理は、沿岸漁業では、平成30年7月から法律に基づく数量管理に移行し、30kg未満の小型魚に加え30kg以上の大型魚も管理の対象となりました。</p> <p>本県では、定置漁業や曳き縄釣り漁業といった沿岸漁業のすべての関係漁業者が一丸となり資源回復に向けた取組を行っていますが、沿岸漁業へ配分された数量は、混獲回避の難しさや負担の重さ、零細な漁業経営への影響の大きさへの配慮がなされたものではありません。特に選択的に漁獲ができない定置漁業において、漁獲を制限するには、放流又は休漁するほかに手段がありません。</p> <p>しかし、網開放や側網を下げて放流する方法では、クロマグロ以外の魚種も一緒に逃げてしまうことから、現場の漁業者の多くが不安を抱いたまま、放流に取り組んでいるのが現実です。一方、休漁による混獲の回避では、その間の水揚げがゼロとなるため、漁業経営に大きな影響を与えるだけでなく地域の流通や加工業など、漁村の維持に支障が生じることが懸念されます。</p> <p>また、近年資源が回復基調にあり、沿岸域への来遊量が増えています。それに伴い、年々定置網に入網する量が増え、また入網する期間も長くなっています。本来、資源が回復することは喜ばしいことですが、漁獲枠が据え置かれているため、漁業者にとっては放流作業等の負担が増えるばかりで、資源管理に対するモチベーションの低下が懸念されます。</p> <p>ついては、クロマグロの資源管理を継続するにあたり、次の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 沿岸漁業及び沖合漁業への数量配分は、過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限の漁業経営への影響の大きさ、定置漁業等における混獲を回避する難しさや負担の程度、過去の資源減少に与えた影響の度合いも考慮したものにする。 国際委員会で決定された資源管理措置の遵守に伴って生じる漁業者の負担は非常に大きいことから、漁獲共済制度、混獲回避活動支援事業及び混獲回避型休漁支援事業など減収の影響を緩和するための十分な対策を講じること。また、十分な予算を確保すること。 資源が回復基調にあることを踏まえ、国際委員会において漁獲枠が拡大されるよう引き続き最大限の努力を持って取り組むこと。 	

IV 沿岸資源の適正な利用について

青森県西部 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>我が国周辺のマイワシ資源は、気候と海洋環境、海洋生態系が数十年規模で変動するレジーム・シフトの影響により、低温期に転じた1970年以降に生き残りがよくなって資源量が増加し、高温期に転じた1988年以降、資源量が減少した。大中型まき網漁船は、マイワシ資源減少により、漁獲対象を沿岸漁業の利用するスルメイカやマグロに拡大、特にマグロは集魚装置による小型魚漁獲や産卵場での親魚漁獲など、資源への大きな影響が課題となっている。</p> <p>日本海はレジーム・シフトの影響に加え、地球温暖化の影響により世界で一番水温が高くなった海域とされており、海洋環境の変化・変動により水産資源減少や漁場縮小・漁期短縮となり、沿岸漁業の漁獲量・漁獲金額は長期的に減少傾向となっている。</p> <p>これらのことから、以下について国に対して特段の措置を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海洋環境の変化・変動に適切に対応した効果的な資源管理、増養殖技術開発、資源有効利用、漁家・漁協経営安定の方策を早急に検討すること。 2 資源管理の強化にあたっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。 3 各種水産資源の資源量、漁場形成と海洋環境の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 4 漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	日本海における大中型まき網船団の監視体制の強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>山形海区では、平成 24 年度から沿岸漁業者と関係する大中型まき網船団体との間で漁業者協定が締結され、当該まき網船団との漁業調整が大きく前進した。</p> <p>また、同時期に船舶位置監視システム（VMS）が全船団の網船に、さらに平成 29 年の「指定漁業の許可等の一斉更新」においては、限定的ながら付属船への VMS 設置等が義務付けされ、違反操業の抑止効果の向上が期待されている。しかしながら、VMS 設置が網船以外は限定されていることや、その運用においては、本県沖で情報が取れなかった事例も発生するなど、違反操業の抑止効果には未だ疑問を持たざるを得ない状況にある。</p> <p>については、VMS による違反操業の抑止効果の向上や沿岸漁業者の不安解消のため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>大中型まき網船団について、網船以外の付属船への VMS 設置情報を公表するとともに、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。</p>	

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>沿岸域、特に天然礁においては、依然として大中型まき網漁業による沿岸漁業の重要魚種であるマダイ、ブリ、サバなどの漁獲が頻繁に認められており、大量漁獲による魚価への影響ならびに資源の悪化が懸念されている。</p> <p>沿岸の天然礁については、元来から優良漁場として利用・保護されてきており、漁業者の自主的な取組のほか、遊漁船業者・プレジャーボート遊漁者とも調整を図るなど、沿岸漁業者が資源の持続的利用に努めている。</p> <p>さらに、沿岸漁業者とまき網漁業者の操業をめぐるトラブルをなくし、両漁業者が安定した操業を実施できるよう努める必要がある。</p> <p>については、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整、天然礁周辺を中心とした沿岸漁場の適切な管理と持続的利用及び安全操業を図るため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 沿岸漁業者と大中型まき網漁業者間の調整のための話し合いの場を継続的に設定し、当事者間の漁場利用に係る合意形成に向けて積極的な指導・調整を今後も継続して行うこと。 2 沿岸漁業の重要な漁場周辺での大中型まき網漁業の操業規制や操業海域の見直しについて、協議の場で積極的な指導・調整を行うこと。 3 沿岸漁業と大中型まき網漁業とで共通に漁獲されている沿岸漁業の重要魚種に対する適切な資源管理措置を講ずること。 4 大中型まき網漁業に対し、日本海のブリ未成魚の漁獲を制限する措置を講ずること。 5 大中型まき網漁船の本船だけでなく、灯船等（付随する関係船舶）へのVMS設置を徹底し、より実効性の高い取締りを行うこと。 6 大中型まき網漁業者に対し、安全確保のため、沿岸域で航行・操業する際はAIS（船舶自動識別装置）を作動させ、事故防止・安全航行に努めること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から3海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考えられる。また、国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方向的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>一方で、本府はえ縄漁業者が回転灯を点け操業中に漁船ごと、まき網船にまかれる事案が発生し、このような事が無いよう色々な機会を通じ、まき網漁業者に対し安全操業等の徹底を依頼している。</p> <p>については、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、まき網漁業漁船の設備、漁労技術等の進捗が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。 2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船へのVMS設置を早急に進める等、不完全なVMSの情報システムの改善を図るとともに、VMS情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。 3 海上運航、安全確保から、沿岸域で航行・操業する際はAIS（船舶自動識別装置）を作動させ、事故防止・安全航行に務めること。 4 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的で開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、許可権者として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。 	

新規要望	○継続要望
議 題	漁業法改正後の定置網漁業の資源管理について
提案理由、要旨等	
<p>定置網漁業は、日本海側沿岸漁業の主要な漁業であり、多くの漁業者を地元で雇用しており、地域の基幹産業となっている。</p> <p>一方、定置網漁業は、従来から受け身の漁業であり環境に優しい漁業とされてきたが、魚種の選択性が極めて低いことから、積極的な資源管理が難しい。このような状況のなか、今般の漁業法改正においては、沿岸漁業についても資源の数量管理対象魚種の拡大が図られ、定置網漁業も対象魚種毎の資源管理への対応が求められている。</p> <p>特に、本府において、漁獲金額の約3割を占めるサワラ、ブリ類が、今後、TAC対象魚種となる見通しであり、魚種の選択性の低い定置網漁業においては、サワラ、ブリ類が突発的に入網した場合にTAC数量が超過してしまうこと、TAC魚種で数量を超過することにより盛漁期に操業ができなくなることなど、漁業者が不安を持ち、漁獲量の制限だけで管理されると漁業経営に大きな影響が出ることを危惧している。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、定置網漁業者は、網目の拡大や小型魚の保護など、従来から資源や漁業の特性に合わせ資源管理に取り組んでいることも考慮いただき、ついでには、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記事項を要望する。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 漁業者が、TAC制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、新たな資源管理計画推進に向けたロードマップに基づくTAC魚種の拡大、水政審等における検討状況と今後の見通しについて、関係者への報告と説明を通じて十分な理解を得ながら進め、資源管理目標及び資源管理措置の検討にあたっては、対象魚種毎に生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種については、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと。 2 選択的に漁獲ができない定置漁業については、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、TACによる管理に固執せず、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮し、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分や、都道府県間等との漁獲枠の融通を積極的に行うなど、地域にとって重要な漁業が操業停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること。 3 やむを得ず減収等が生じた場合や漁業者が実施している自主的な資源管理では達成できないようなTAC数量となる場合は、対象とする魚種の漁業経営上の重要度に応じて経営を維持できるよう、適切な支援策を設けること。 4 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	新たな資源管理の進め方
<p>提案理由、要旨等</p> <p>現在、水産庁の示すロードマップ等に基づき、資源評価された魚種から資源管理手法検討会等で TAC 対象魚種の追加に向けた検討が進められ、併せて数量管理への移行にあたってステップアップ方式の考え方が示された。</p> <p>底びき網漁業などは、その特性上「獲り分け」が困難な漁法であり、複数魚種を個別に漁獲量管理することとなれば、その都度、操業制限などにより漁業経営に大きな影響が及ぶことを漁業者は懸念している。</p> <p>また、多くの漁業者は、休漁や保護区の設定、体長制限など資源や漁業の特性に合った資源管理に取り組みながら、資源の季節変動や来遊状況に合わせて複数の漁業種類、魚種を組み合わせる漁業を営んでおり、これまで進めてきた取組の効果が適正に評価されずに漁獲量管理へと移行することを危惧している。</p> <p>ついては、今後の資源管理の実施にあたり、下記の項目について対策が講じられるよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資源量推定のための生態解明や資源量・再生産関係の分析・評価の精度を向上させるため、調査の充実を図ること。あわせて、知見が不十分な魚種やMSYでの管理が適さない魚種は、MSYベースでの漁獲量管理を行わないこと 2 TAC対象魚種の追加にあたっては、ロードマップ等にとらわれず、資源管理手法検討部会等で資源状況に加えて漁業実態や経済価値もあわせて丁寧に議論すること。また、漁獲量管理が適さないもしくは困難と判断される魚種をTAC対象とすることへの漁業者等の疑問・疑念を真摯に受け止め、漁業者の十分な理解を得た上で進めること 3 休漁や保護区の設定など、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、漁獲量管理に固執せず、自主的な資源管理で対応するよう配慮すること 4 底びき網漁業など複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲量管理の必要性を十分に検討し、代表種を指標とした管理とするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと 5 TAC 魚種の漁獲量管理を遵守するための取組を行う漁業者に対し、漁業経営の安定化に必要な施策を実施すること 	

新規要望	○継続要望
議 題	水産政策の改革に伴う資源管理の推進について
提案理由、要旨等	
<p>令和2年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」が、令和3年3月に「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」が示されました。その中で、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることが掲げられ、漁獲量の多いものを中心に、その資源評価の進捗状況を踏まえ、TAC管理を順次検討していくことが示されました。その後、その方針に従い、粛々と関係会議等が開催されているところです。</p> <p>令和5年2月に開催されたカタクチイワシ・ウルメイワシ対馬暖流系群のステークホルダー会合において、水産庁からステップアップ方式の考え方が初披露され、令和6年1月からステップ1を開始する方針が示されました。</p> <p>資源評価の不確実性、混獲への対応、操業停止になりにくい柔軟な運用等数々の課題に対する具体的な解決策が示されないまま、法に基づくTAC管理が拙速に開始されようとしていることに対して、漁業者から強い不安の声があがっています。</p> <p>については、新たな資源管理を進めていくにあたり、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、次の事項について要望いたします。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1. TAC制度の根幹となる資源評価の精度を高めること。また、漁業者が納得して前向きにTAC管理に取り組めるよう、分かりやすい資源評価結果等の説明に努めること。 2. TAC管理対象魚種の拡大については、スケジュールに固執することなく、沿岸漁業者の意見を十分に聴き、種々の課題に対する具体的な解決策を示しながら、漁業者の理解を得たうえで進めること。また、対象魚種の放流技術の開発や休漁補償等の影響緩和策とあわせて慎重に議論すること。 3. 漁獲シナリオの設定にあたっては、「資源」のことだけではなく「漁業経営」や「地域経済」のことも念頭に入れて議論すること。 4. TAC管理にあたっては、卓越年級群の発生等があっても漁業者が操業停止等の過度に厳しい漁獲規制を課されることがないように、複数年での管理や獲り残した漁獲枠の翌年への繰越を可能にする等、より柔軟な運用を検討すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>大中型まき網漁業は、漁獲能力が高くクロマグロを含め、ブリ、アジ、サバ等を一度に大量に漁獲することから、沿岸漁業と漁場競合が生じているほか、漁場の荒廃や水産資源への悪影響が危惧されています。</p> <p>令和2年12月1日に施行された改正漁業法のもとで、TAC対象魚の拡大やIQ制度の導入が進められているところですが、たとえTACやIQなどの資源管理制度を導入しても、操業場所が局所的に集中すれば、当該場所を操業する沿岸漁業者にとって大きな影響を受けることには変わりはありません。</p> <p>また、大中型まき網漁業の光力規則違反や禁止区域内における魚群探索等の違反操業の疑念が絶えず、沿岸漁業者側には依然として大中型まき網漁業の規制強化について強い要望があります。</p> <p>近年、水産庁は両者の協議の場を設置し、積極的な関与により調整を図っていただいているところですが、引き続き、下記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 沿岸漁業者の重要な漁場については、大中型まき網漁業の操業を禁止（自粛）する措置を講じるなど、沿岸漁業者の操業を確保すること。 2. IQ導入などの条件が整った漁業種類におけるトン数制限等の撤廃は、沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるにあたっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。 3. 大中型まき網漁業の光力規制をはじめとした各種規制の取締強化及び付属船へのVMS設置の義務付け命令を行うこと。 <p style="text-align: right;">以上</p>	

V 外国漁船問題等について

新潟・佐渡・富山・石川・福井 海区漁業調整委員会

(趣旨説明：石川海区)

新規要望	○継続要望
議 題	外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日本海の我が国排他的経済水域に位置する大和堆は、いかつり漁業や底びき網漁業の好漁場となっている。</p> <p>平成 29 年以降、数百隻規模の北朝鮮籍及び中国船籍とみられるいか刺し網漁船や虎網等の大型船により、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案が発生しており、我が国漁船の操業や航行に支障が生じている。</p> <p>特に武器らしいものを保有する国籍不明の船舶が出現するとして、水産庁から一部海域での操業自粛要請がいか釣り漁船にたびたび出された。また、外国漁船の違法操業の影響に加えて、スルメイカ資源の減少もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっている。</p> <p>暫定水域等においても、韓国あるいは中国漁船による違法または無許可操業のほか放置漁具により、我が国の底びき網漁業等の操業に支障が出ている。</p> <p>今年度も水産庁及び海上保安庁が大和堆周辺海域に取締船を重点的に配備し、違法操業外国船に対する取締活動を実施しており、現在までのところ漁船の操業に大きな支障は生じていないと聞いている。</p> <p>しかしながら、引き続き漁業者は大きな危険にさらされており、今後操業が制限される恐れもあることから、下記の事項について要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大和堆をはじめとした日本海の我が国排他的経済水域内において、違法操業を繰り返す外国漁船への徹底した取締りを継続し、我が国漁船の操業の機会と安全を確保するとともに漁業経営の存続支援をすること。 2 大和堆の日韓暫定水域において、放置漁具による漁場の荒廃を防ぎ、安心した操業を継続するため、海底清掃に係る民間合意が滞らないよう、国が積極的に関与すること。 3 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業の強化に継続して務めること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	日本海における漁業秩序の確立と取締体制の強化について
提案理由、要旨等	
<p>新日韓漁業協定締結で設定された日韓暫定水域内の漁場は、依然として韓国側に占拠され、無秩序な操業が続いており、資源の状態把握すら十分にできていない。さらに、暫定水域に接する我が国排他的経済水域内（以下 我が国 EEZ という）では、水産庁取締船の増配備等の措置にもかかわらず、韓国漁船による違法操業や漁具放置が恒常的に続いている。</p> <p>このため、漁業者は暫定水域内での操業や資源状態はもとより、我が国 EEZ の資源が常に脅威にさらされていることにも不安と危機感を抱いている。</p> <p>また、漁業者からは、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、関係国が足並みを揃え、操業秩序の確立と資源管理を行う体制作りが TAC 魚種拡大の議論の前に必要との意見が出されている。</p> <p>加えて、北朝鮮によるミサイル発射が頻発し、我が国 EEZ 内に落下するなど、漁業者は安全操業の確保に対し、これまで以上に大きな不安と危機感を感じている。</p> <p>これらに速やかに対処し、日本海における水産資源の適切な利用と操業の安全確保を図るため、下記のとおり要望する。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 韓国漁船の操業実態を的確に把握するとともに、漁業者と連携の下、毅然とした交渉を継続することで排他的経済水域の境界を早期に画定し、日韓暫定水域の撤廃を実現すること 2 我が国排他的経済水域内での外国漁船の違法操業及び漁具放置を根絶するとともに、日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域内での日本漁船の安全操業を確保するため、取締船の常時配備や緊急連絡体制の整備など取締体制の一層の強化を図ること 3 日韓関係改善の動きを捉え、漁業秩序確立と実効性のある資源管理体制の確立に向けた協議を進めること。また、暫定水域を分布域に含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること 4 影響を受けている漁業者への支援事業の継続に努めること。特に、違法操業による放置漁具を着実に回収するため、十分な予算を確保すること 5 北朝鮮のミサイル発射等に対し、漁船に登載された VMS の位置情報を活用するなど、的確な情報伝達、安全確認体制の構築及び、緊急連絡体制の充実など安全確保への一層の強化を図るとともに、外交ルート等を通じて根本的な解決を図ること 	

新規要望	○継続要望
議 題	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について
提案理由、要旨等	
<p>日韓暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間において15年以上協議を重ね、平成27年には官民協議会が立ち上げられましたが、韓国側の前向きな姿勢が見られず、本件漁業団体は民間主導による交渉はすでに限界と認識しています。</p> <p>国はこれまでも影響緩和に向けた支援措置を講じてきましたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違法操業・投棄漁具・漁具被害は改善されず、沖合底びき網漁業者、べにずわいかにかご漁業者は、不安定な操業を強いられています。また、沖合底びき網漁業者は漁業トラブル回避のため、これまで漁場としていた暫定水域内での操業を行っていません。</p> <p>国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域は漁獲圧が高く、甲幅90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないとされており、韓国漁船の問題を早期に解決しない限り資源状況の改善は期待できません。</p> <p>については、下記の事項について要望します。</p>	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国の責任において調整すること。 2 暫定水域内では韓国漁船による漁具被害が引き続き発生しているとともに、韓国漁船の漁獲圧が高く、資源枯渇が懸念されている。民間協議等では操業秩序の厳守を訴えているが一向に改善される状況にない。国は韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請すること。 3 我が国排他的経済水域内の水産資源の保護、漁業秩序の確立及び漁船の安全操業を図るため、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと。 	

○新規要望	継続要望
議 題	北朝鮮ミサイル発射に係る漁船の安全操業の確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>北朝鮮による相次ぐミサイル発射により、本県かにかご漁船が操業する近海に落下しており被弾の可能性もあったことから、日本海で漁業者が安心して操業できる体制を整備することが必要である。</p> <p>上記を踏まえて、下記のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を伝達する仕組みの導入。</p> <p>万が一自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。</p>	

新規要望	○継続要望
議 題	日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>島根県隠岐郡隠岐の島町所在の竹島は歴史的にみても国際法に照らしても、我が国固有の領土であることは明白です。</p> <p>しかしながら、竹島は半世紀以上に亘り韓国に不法占拠され、我が国の主権が行使できない状況にあります。</p> <p>竹島問題に端を発して設定された日韓暫定水域では、漁業秩序が確立できていないのが実態です。</p> <p>この状態が続けば暫定水域の水産資源の枯渇が懸念されるため、領土問題を早期に解決し、排他的経済水域の境界線を画定、暫定水域を撤廃すべきです。</p> <p>また、日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等については、水産庁や海上保安庁による取締りが行われているものの、排他的経済水域内における韓国漁船の違反操業は後を絶たないばかりか、違反の内容は年々悪質・巧妙化し、水産庁取締船によって密漁漁具の発見・押収が続いています。</p> <p>については本県漁業の存続に係る喫緊の課題である次の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること 2. 竹島の領土権が確立し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること 3. 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船をはじめとする外国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締の充実強化を図ること 4. 外国漁船による影響を緩和するための対策を安定的に実施すること 	

新規要望	○継続要望
議 題	北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>北朝鮮の弾道ミサイル発射や核実験といった軍事挑発は繰り返し行われ、北朝鮮の核、ミサイル廃棄は先が見えない状況となっています。</p> <p>そうした中、令和5年6月15日に発生した事案においては、べにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下しており、一步間違えれば大惨事となった可能性があります。</p> <p>また、令和元年10月には、能登半島沖の我が国排他的経済水域内において、北朝鮮籍と思われる漁船と水産庁の漁業取締船の衝突事故も発生しております。</p> <p>日本海で操業する漁業者およびその家族は、依然として命の危険にさらされ続けることに対して、大きな不安感を抱くとともに強い憤りを感じているところです。</p> <p>については、漁業者が安全に操業できるように政府は、警戒監視、情報収集を続け、日本海で操業する漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を尽くしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日本海で操業する漁業者の声を受け止め、北朝鮮に対して厳重に抗議するとともに、関係国と連携し、再発防止に全力を尽くすこと2. 警戒監視、情報収集を続け、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと	

VI 海洋性レジャー等との調整について

山形 海区漁業調整委員会

新規要望	○継続要望
議 題	プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>プレジャーボートの賠償責任保険については、PR活動や漁船損害等補償法改正により漁船保険組合が引き受けられるようになるなど加入促進が図られている。</p> <p>しかしながら、その保険加入率は1割程度とされており、プレジャーボートの大半は無保険船で、とりわけ出航日数の少ない船に無保険船が多いものと推察される。</p> <p>漁船との事故や漁具破損を起こした場合、無保険船では、休漁補償や漁具被害の弁償が困難であるためトラブルに発展する事例が生じており、漁業者の安定操業の確保のため、漁場における漁船・漁業被害の補償制度の強化として下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレジャーボートの利用者に対して賠償責任保険の強制加入を法制化すること。 2 法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 3 賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力に推進すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>ミニボートは、船舶安全法に基づく船舶検査、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦士免許の適用除外になっている。そのため、その利用者の多くは海の基本的なルールだけでなく、ミニボートが気象及び海象の影響を大きく受けやすいこと、他船からの視認性が低いなどを知らない状況にあり、日本小型船舶検査機構によりまとめられた「ミニボートに係る海難実態基礎調査報告書（平成29年3月）」においても、そのことが裏付けられる結果が示されている。</p> <p>これらの特性を認識しないまま、沖合での航行や港周辺での遊漁を行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。</p> <p>一旦事故が発生すれば、その救助活動の多くを漁業者が負担しているのが現状であるが、ミニボート利用者が保険に加入していることは多くなく、漁業者への補償は十分になされていない。</p> <p>また、海区漁業調整委員会指示及び漁業者や遊漁船業者等が実施している資源管理の取組についても、ミニボート利用者への周知が難しく、資源への悪影響も危惧されている。</p> <p>については、漁場や資源の適切な管理ならびに漁船とミニボートとの衝突等の危険やトラブルを回避するため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限および夜間航行を禁止すること。 2 ミニボート利用者への賠償保険加入の義務化を推進し、漁業操業を妨害した場合や救難活動を行った場合の損害を補填する体制を構築すること。 3 ミニボートの安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印となる標旗及びレーダー反射板をある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること。 4 ミニボートの利用に対し免許制度とするとともに、資源管理や安全航行に関する意識啓発を効率的に行えるよう、ミニボート所有者の組織化を図り、安全設備の備付けや安全講習会受講を義務づける等、新たな対策を検討するよう国土交通省に働きかけること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	遊漁者に対する操業ルール作りと漁業との調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年レジャーの1つとして遊漁の人气が高まっており、多くのプレジャーボートや遊漁船により海面が賑わっている。そのため、天然礁等の好漁場では、操業場所をめぐって漁業者と遊漁者とのトラブルも生じ、漁業操業の支障や航行上の危険も発生している。</p> <p>また、そうした漁場における遊漁による漁獲圧は資源への影響も大きく、看過できないものと思われ、今後、漁業者側が適正な資源評価に基づき、TACやIQなどの資源管理に取り組んでいく上でも、遊漁者側にも規制等が必要であると考えられる。</p> <p>しかしながら、現在、遊漁者には操業規制や釣獲実績報告等の義務はなく、漁業者は持続的で安定した漁業を営む上で、遊漁に対しての危機感を抱いている。</p> <p>加えて、くろまぐろについては令和3年6月から、広域漁業調整委員会指示による遊漁に対する採捕規制が開始されたが、小型魚については採捕禁止となったものの、大型魚は国への報告を行えば採捕可能との内容であり、漁業者に課された厳格な漁獲規制と比して公平性を欠いているとの指摘もある。</p> <p>さらに、くろまぐろにおいては採捕規制を無視した遊漁も複数確認されており、委員会指示違反の抑止に歯止めがかかっていない現状にある。</p> <p>については、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の責任において、プレジャーボート等を利用する遊漁者に対して、釣獲実績報告を義務化するなど、遊漁者の資源利用の実態を把握し、適切かつ厳格に管理すること。 2 遊漁者に対する操業規制については、漁業者に対する規制との公平性を担保すること。 3 遊漁の採捕規制を遵守させるため、厳罰規定を設けるなど関係法令を整備すること。 4 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進すると共に、監視体制を強化する等、遊漁と漁業の調整に対し実効性のある対策を実施すること。 	

新規要望	○継続要望
議 題	ミニボートの安全対策について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、海上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 ミニボートに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。	

新規要望	○継続要望
議 題	遊漁者の水産資源利用に対する管理体制の整備
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年、海洋レジャー人気の高まりとともに遊漁船業者が増加し、海面利用に関する問題も増加している。</p> <p>遊漁は、季節や来遊状況によって目的とする魚種が偏ることが多く、さらに、近年はSNSなどにより情報が共有され、狭い海域に多数の遊漁船が集中することが頻発している。</p> <p>一方、遊漁船業者の中には地元の取り決めや操業ルールなどに疎く、また、漁協や漁業関係者との情報交換をおろそかにする者もいるため、漁場や資源の利用を巡るトラブルに発展しかねない状況が生じている。</p> <p>現在、遊漁船業の制度改正が進められているが、安全管理や利用者の安全確保の強化に重点が置かれ、漁場利用や資源管理に関することは、資源評価に基づく数量管理を基本とした資源管理体制への移行が漁業者に対して進められている中、「くろまぐる」に対する暫定的な措置を除き、未だ具体的な措置は示されていない。</p> <p>遊漁船は、1隻に数名から十数名が乗船して釣りをするため、相当量を採捕していると推定されるが、遊漁船業の適正化に関する法律は、乗客の安全確保に主眼がおかれ、漁場利用や水産資源管理への具体的な規定がない。同じ資源、漁場を利用しているにも関わらず、漁業者が取り組んでいる資源管理措置が遊漁に適用されていないことに対し、漁業者は不信感、不公平感を抱くとともに、漁業経営への影響を強く懸念している。</p> <p>ついては、下記の項目について、対策が講じられるよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の責任により、遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、具体的な管理の枠組み整備を進めること 2 遊漁者の採捕数量の把握や採捕制限に関する法整備にあたっては、漁業者に対する規制との公平性を確保し、かつ、漁業を生業とする漁業者への影響が最小限となるよう配慮すること 3 水産資源管理のための公的規制や漁業者による自主的な資源管理の取組、地元の操業ルール等の周知徹底と協力体制の整備を進めるため、国が主導して遊漁船業者の組織化等を推進するなど、実効性のある対策を講じること 	

新規要望	○継続要望
議 題	ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年、レジャーの多様化や安価な製品が手に入りやすくなったことから、小型船舶操縦者免許や船舶検査が不要なミニボート等の利用者が増加しています。</p> <p>また、テレビ番組や動画サイト等の影響等から、比較的簡単に装備を揃えることができるスピアフィッシング（魚突き）の愛好者が増加しています。</p> <p>それに伴い、両者と漁業者間でのトラブルも多く発生しています。</p> <p>利用者による航路上や漁港内、建網漁場等での無秩序な釣り等による漁業者とのトラブルや、漁船から視認しづらく衝突事故等の件数も増加傾向にあり、漁業者側からもミニボート等及びスピアフィッシングに対する規制強化の要望があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ミニボート等の安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印となる灯火、標旗及びレーダー反射板をある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること。 2. ミニボート等利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。 3. スピアフィッシング利用者に対する、衝突事故防止のための目印となる標旗やフロート等を義務付け、安全教育や業界への指導、普及啓発を強化すること。 <p style="text-align: right;">以上</p>	

○新規要望	継続要望
議 題	水上バイクに対する指導強化について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>水上バイクは非常に小回りが利く乗りもので自由度が高い反面、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。近年、全国的に水上バイクの事故が発生していますが、未熟な利用者による無謀な操船が原因と考えられます。</p> <p>水上バイクを楽しまれる場合は、漁業者にとって大切な生活の場となっており、水上バイクが危険な航行を行うので、安心して操業が出来ないという苦情が寄せられています。特に、素潜りを行っている漁業者は、息が切れると海上に浮き上がるため、突然近づいてくる水上バイクが非常に脅威となっています。</p> <p>また、水上バイクの問題点としては、県外から来る方もあり、危険航行の防止について周知する方法も難しい面もあります。</p> <p>つきましては、下記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水上バイク免許取得後、法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、継続的に研修を受講させること。 2. 利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。 <p style="text-align: right;">以上</p>	

大中型まき網漁業との調整について

【内 容】

令和5年6月14日に開催されました「中部日本海まき網漁業協議会船主部会」に出席し、まき網関係者と協議を行いました。

その後、同協議会で要望内容について調整をされ、7月24日付けで、同協議会から、大中型まき網漁業との調整を考える会あてに文書回答がありました。

大中型まき網漁業との調整を考える会は、対応等について協議をするため、11月7日に第33回幹事会を開催しました。その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料2-1 大中型まき網漁業との調整について
(中部日本海まき網漁業船主部会との結果概要)

” 2-2 「大中型まき網漁業との調整を考える会」
第33回幹事会について

大 中 型 ま き 網 漁 業 と の 調 整 に つ い て

(中部日本海まき網漁業船主部会の結果概要)

- 1 開催日時 令和5年6月14日(水) 午後4:00~5:00
- 2 開催場所 石川県金沢市昭和町 ANAクラウンプラザホテル金沢
- 3 出席者 水産庁職員、島根県職員、石川県職員、(一社)全国まき網漁業協会、日本遠洋旋網漁業協同組合、西日本魚市株式会社、山陰旋網漁業協同組合、日本海大中型まき網漁業者協議会、中部日本海まき網漁業協議会、同協議会会員6社
※京都海区漁調委からは、葭矢会長、本多事務局次長が出席

4 要望活動

大中型まき網漁業との調整を考える会を代表し、葭矢座長が、要望書、別添海域図、京都海区漁業調整委員会指示一覧図及び京都府漁場利用協定パンフレット等を用いて、下記の項目について、中部日本海まき網漁業協議会に申し入れを行いました。

- (1) 各禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。
- (2) 地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。
- (3) 海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際はAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。
- (4) 舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速で航行し、事故防止に努める
- (5) マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。
- (6) 大グリ、冠島周辺において3月から4月末まで、11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (7) 白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。
- (8) テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

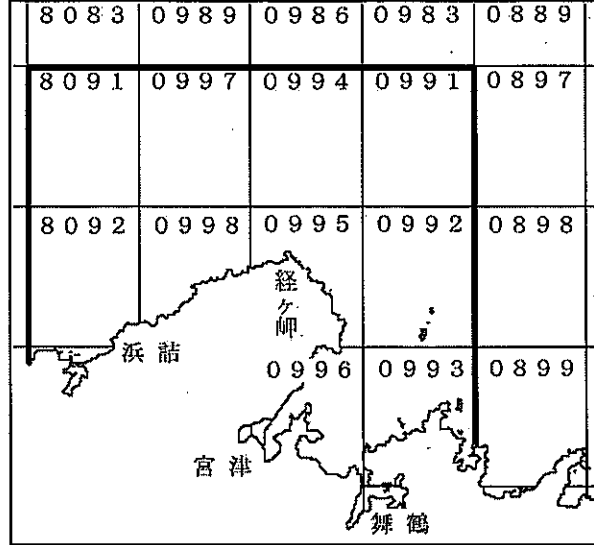
5 てん末

中部日本海まき網漁業協議会が関係船団と協議を行い、結論をまとめ、後日文書で回答されます。



操業の自粛をお願いする海域

[対象海域]
 ▼白石礁周辺
 11月～12月末の期間
 ▼大グリ及び冠島周辺
 3月～4月末の期間
 11月～12月末の期間
 ▼テンバグリ・シモグリ周辺
 いか釣り等の操業中は、
 御配慮をお願いします。



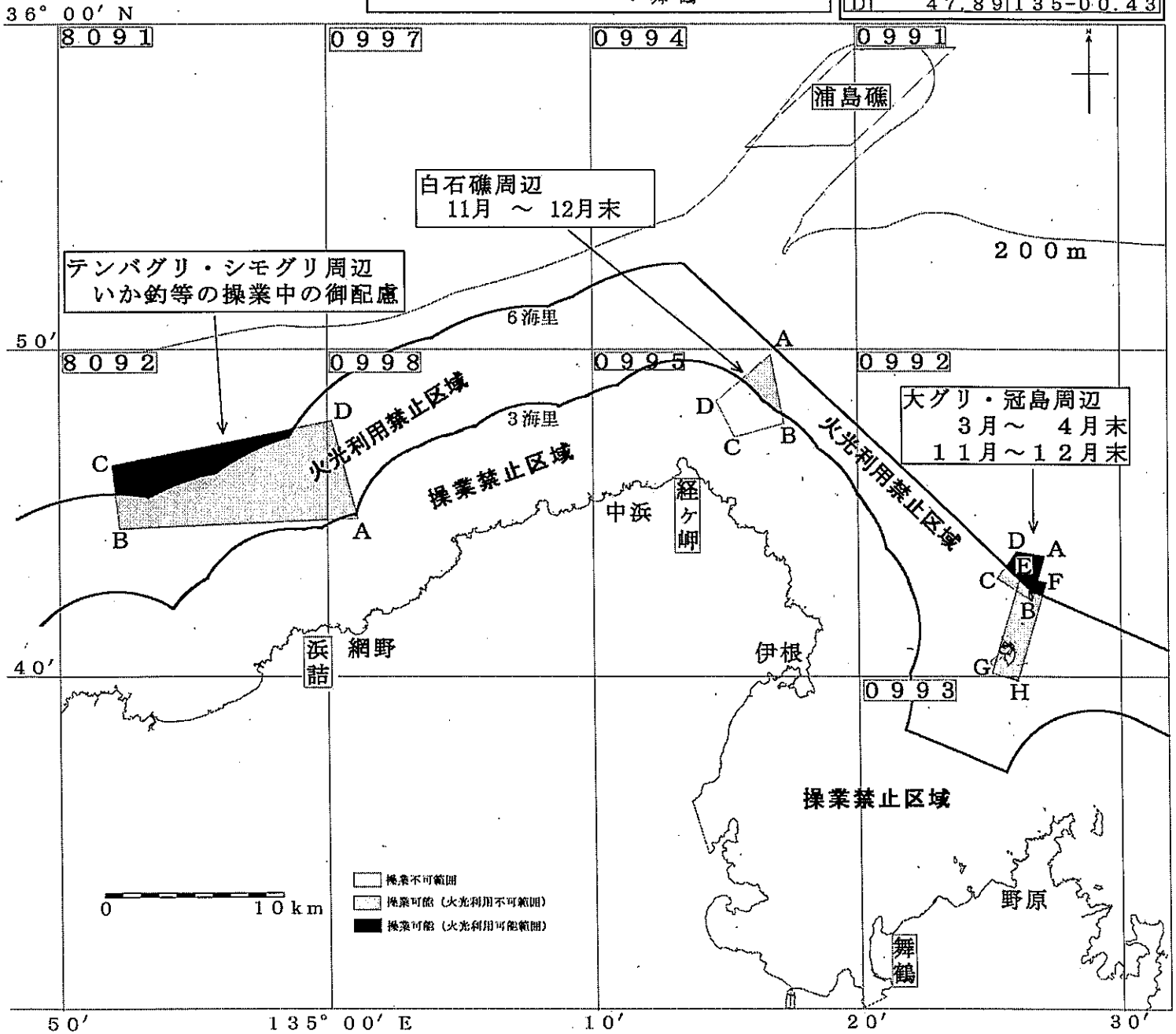
緯度・経度 (世界測地系)

白石礁周辺	
A	35-49.77 135-16.69
B	47.67 17.18
C	47.25 15.31
D	48.37 14.65

大グリ周辺	
A	35-43.89 135-26.79
B	42.54 26.31
C	43.21 24.95
D	44.04 25.71

冠島周辺	
E	35-43.33 135-25.84
F	43.05 26.83
H	40.11 25.75
G	40.37 24.78

テンバグリ・シモグリ周辺	
A	35-44.89 135-01.43
B	44.69 134-52.93
C	46.64 134-52.68
D	47.89 135-00.43



※ ABCD : 京都府漁場利用協定区域

EFHG : 京共第7号共同漁業権





令和5年7月24日

大中型まき網漁業との調整を考える会

座長 京都海区漁業調整委員会

会長 葭矢 護 殿

中部日本海まき網漁業協議会
会長 石・井 功



拝啓 小暑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年6月14日金沢市において令和5年度中部日本海まき網漁業協議会船主部会が開催され、「京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守」についてご要望がありました。

ご要望内容の昨年との違いでは「操業自粛事項」の3.「海上運航・操業時の安全確保から京都府沿岸域で航行・操業する際はAIS（船舶自動識別装置）を作動させ、事故防止・安全航行に努める。」についてはAISは不特定多数の第三者による情報の悪用という懸念があることや近距離の場合はお互いの行動を確認する無線連絡等の必要があるという意見があり、また常時作動させているという船団もいることから統一することは難しく、各社の判断とさせて頂きたいと思えます。4.「舞鶴港などの入港時には他の海上作業等にも配慮して、できるだけ低速で航行し事故防止に努める。」については6月14日の船主部会でも申し上げたように具体的な時期・時間帯を教えていただければ会員に周知したいと思えます。7.「白石礁周辺において11月から12月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。」については船主部会でもご説明しました通り12月はまき網にとっても重要な時期である等の反対意見もあり昨年同様「10月から11月末まで」を遵守することにしたいと思えます。また、プリについては、今後TAC魚種に追加されることになっており数量管理が行われ、将来は大臣許可漁業である大中型まき網漁業はIQ管理になる可能性もあります。そうなれば漁場にいる魚をすべて漁獲するのではなく魚価を考えた適正漁獲に操業方法も変わると思われます。漁場から「大中まき」を排除するのではなく沿岸漁業の皆さんと共存共栄の道を考えていければ良いと思っています。

以上、要望に対する回答とさせていただきます。

尚、過去に発生いたしました京都海区沿岸においての事故を踏まえ、二度と同じような事が起らぬよう改めて周知徹底いたしますと共に、前年までの、「京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項等の遵守について」も決議事項等を遵守したいと思います。

敬具



第 33 回 大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会について
(結 果 概 要)

- 1 開催日時 令和 5 年 11 月 7 日 (火) 午後 2 : 00 ~ 3 : 30
- 2 開催場所 宮津市小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3 階 研修室
- 3 出席者 座 長 葭矢護 (京都海区漁業調整委員会会長)
幹 事 京都府漁業協同組合、漁業者各地区代表 (舞鶴、与謝
及び北丹後)、京都府定置漁業協会会長、京都府釣
漁業連合会会長
関係団体 京都釣船業協同組合代表理事
事務局 粟屋京都海区漁業調整委員会事務局長ほか 5 名

4 協議事項

(1) 最近のまき網船団の操業状況

幹事、関係団体及び京都府から、京都府沿岸域のまき網操業状況の報告がありました。

事務局から、まき網操業状況 (漁況情報等) の報告をしました。

(2) まき網漁業者との協議について

事務局から、報告資料 3 - 1 について報告を行い、今後の対応について協議をしました。

主な意見

- ・海上運航、操業時の安全確保から、まき網漁船については、京都府沿岸域を航行・操業する際は AIS (船舶自動識別装置) を作動させること、舞鶴港などへの入港時には、速力を 10 ノット以下に減速するなど、事故防止・安全航行に努めるよう本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。
- ・引き続き、白石礁周辺において 11 月から 12 月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛するよう本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。
- ・京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は沿岸から 3 海里までと他海域よりも著しく狭いため、まき網との漁場の競合が起こっている。このことについては、本会とまき網漁業者団体との話し合いだけではなく、行政、業界団体などが協力し、あらゆる機会を使って、国等に対して、まき網操業禁止ラインの沖出しを要請すべきである。



5 てん末

次回の中部日本海まき網漁業協議会船主部会(令和5年6月予定)に向けて、要求内容の論点を整理し、船主部会前(2～6月)までに幹事会を開催することとしました。現時点で令和6年2月中の開催を予定しています。

